

千葉市立青葉病院放射線科運営委員会設置要綱

(目的)

第1条 千葉市立青葉病院の放射線科検査および治療に関する課題を協議し、放射線科業務の適正化を図るため、青葉病院放射線科運営委員会〔以下「委員会」という。〕を設置する。

(組織)

第2条 委員会の組織は、医師、看護師、診療放射線技師の職にあるもの及び事務局医事室により構成する。

2 委員長及び副委員長は、それぞれ整形外科統括部長、診療放射線技師長とする。

(会議)

第3条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員会の議長は委員長とし、委員長に事故あるときは、副委員長が議長の職務を代理する。

3 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第4条 委員会の庶務は、放射線科において担当する。

第5条 この規定に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付則 この要綱は、平成18年4月1日より施行する。

改正 平成22年4月1日

改正 平成28年4月1日

改正 令和元年4月1日

改正 令和4年4月1日